

Title	W. F. Galpin: The grain supply of England during the Napoleonic period. pp.305. 1925 New York.
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.7 (1926. 7) ,p.902(104)- 911(113)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260701-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

W. F. Galpin, The Grain Supply of England during the Napoleonic Period. pp. 305. 1925 New York.

今日こそ英國は商工國として世界に知られてゐるが、第十八世紀の末まで英國は農業國であつたのである。従つて農業史上の研究は決して少くない。Gas, Prothero, Gonner, Sater 以外にも Cutler, Rogers, Nasse, Cunningham その他一流の農業史家をかかり多く擧げることが出来る。然し今こゝに紹介せんとする Galpin の著の如く、特殊の時代をその研究の對象とし、一通り纏まつて書かれたものは他に知らない。殊に奈翁の大陸封鎖時代に於ける英蘭の穀物貿易が如何に行はれたかは最も興味ある主題の一つであると思ふ。これこゝに本書の梗概を紹介せんとする所以である。

本書がこの時代を論ずるに當つて一七九九年の穀價下落に筆を起したことは最も妥當であると思ふ。何故ならばこの時期に於いて英國の穀物法は一大變化を受けたのであるからである。元來穀物法はその數甚だ多く、廣義に云へば穀物の内外貿易に關するすべての法制を指すのである。それ等の法制の目的とするところは消費者に公正なる價格で適當なる供給をすること、農業階級の利益を保護すること、及び國家全體の福利を増進するにあつた。前述の如く英國は農業國であつたから、第十八世紀の中頃まで立法者は主として穀物の輸出に關する規定に興味を有つてゐた。然るに奈翁時代に到るまでに輸出は重要なものではなくなつた。是は要するに産業革命と人口増加との結果であらう。即ち一八〇〇年に到るまでの英蘭の輸出貿易は主として一七九一年と一七九三年の法律に

依つて制限されてゐた。略言すれば英國の平均價格が一 quarter 小麦四十六志、ライ麥、豆等三十九志、大麥等二十三志、燕麥十五志以上に騰貴した時は穀物の輸出を禁止したのであつた。然るに第十九世紀の始めには輸出よりも輸入が問題となつた。そこで一八〇〇年には小麦一 quarter が五十志以下の時は輸入に二十六志八片餘の税を課し殆ど事實上是を禁止し、五十志以上五十四志以下の時は二志九片、五十四志以上の時は六片餘の輸入税を賦課した。但し英領よりの輸入は特惠關稅の利益を受けてゐたことは注意すべきである。(第一章)

然るに一八〇〇年に到ると穀物の價格が著しく騰貴した。その直接の原因は一七九九年の凶作である。加ふるに一八〇〇年に於ける收穫豫想の不良なること、並びにその夏に於けるバルチック諸國と英國との間の危機等に依つて一層價格は促進された。従つて諸所に暴徒の惹起を見、過激な行動へ現れるに到つた。一例を探れば Bath に於いて "Peace and Large Bread or a King without a Head" 等のポスターが張られた如きである。そこでこの時期に穀物 (corn and rice) の輸出を殆ど禁止し、輸入は無税とされた。元來王國に於ける小麦の年消費高は當時七百萬 quarters であつて、その中五百萬 quarters は國內で産出したが、残り二百萬 quarters は外國の輸入を仰がなければならなかつた。合衆國から五十八萬 quarters 加奈陀から三萬 quarters その他十七萬 quarters の輸入は期待し得るが、殘部百二十萬 quarters の不足に對しては糊及び醸造に小麦の使用を禁じて四十萬 quarters を節約し、他は米その他の代用を以つてしななければならなかつた。然し英蘭に於いては醸造は禁せられてなく、唯一七九九年と一八〇〇年との不作に對し、一八〇一年の General Enclosure Act が發布された。然し未だ穀價が高かつたので一般民衆の間には佛蘭西との平和締結の要求の聲が高かつた。(第二章)

然るに一八〇二年及び一八〇三年の豊作に依つて穀物の價格は下落し、小麦は五割も安くなつた。

この下落も一時的であつて、一八〇四年と一八〇五年との冬期を通じて価格は漸次に騰貴した。この時代に英蘭の農夫は一八〇四年の穀物法に依つて保護されてゐた。従つて穀物の価格の騰貴は同法に基づく見做されるが、主として矢張り作物の不作に原因する。そこでさらに一八〇五年に再び穀物法が規定され、若しもある穀物の価格が前週の輸入平均額以上に騰つたならばすべての地方から輸出は禁止さるべきであつた。(第三章)

一八〇六年には穀物の価格がやゝ下落したのであるが、普魯西が佛蘭西に組して英國に對してその港を閉じたため、一八〇五年には五五九、六二八 quarters 輸入されたのに對し、同年は僅かに五、一五三三 quarters に過ぎなくなり、価格は再び騰貴した。加ふるに當時英政府は頗る多事であつた。外は奈翁の大陸封鎖令あり、(後述)内に西印度に於ける砂糖業者保護の問題があつた。唯幸に穀物の価格は開拓地の擴張とその他の國々からの輸入の増加とに依つて著しく騰貴せず、同年十一月七日には英蘭と Wales とは六十六志一片であつて、翌一八〇八年も略々同様であつた。然るに砂糖の相場は従來から歐洲の困亂状態に依つて亂され勝ちであつて、次第にその保護を必要とするやうになつた。政府も種々對策を講じたが、終に一八〇八年の Corn Disillery Bill となり、穀物よりの醸造を禁じた。然し同年の不作と外國からの輸入途絶の恐怖とは終に一八〇九年に於いて小麦の価格を一〇二志二片となした。(第四章)

一八一〇年は大體大なる變化なく一一年一二年に到つて、産業革命の發達、南米金鑛の投機、合衆國との戦争等に依り、こゝに一大危機を現出した。Carlie に於ける失業者だけでも千名を越え Liverpool では一萬六千名を算した。當時同市の人口九萬四千三百七十六名に過ぎないのであるから、如何に多數の失業なるかを知り得る。加ふるに穀物の価格は先年より高價を持続し、さらに一八一一年の凶作に一八一二年の不順なる氣候は再び Bristol, Carlisle, Glasgow その他に暴徒が起つた。これ即ちかの Indite Riots として知られてゐるものである。この暴徒は同年の收穫が豊作であり、又合衆國と自由に貿易が出来たならば恐らく惹起しなかつたであらう。唯幸にして一八一三年以降大陸封鎖終結を告げ、加ふるに Search Act の繼續、穀物よりの醸造禁止等に依つて価格は益々下落した。(第五章)

以上五章に於いて大體英國に於ける穀物の價格の變化を研究したる後、Gabrie は特に一章を設けて、この期間英國の採用した貿易制度。所謂 The Licenced Trade に就いて説明してゐるが、こゝでは餘りに長きに失するから省略する。要するに文字の示す如く特許に依つて貿易に従事せしむる制度である。従つて以下第七章以後大陸との關係に就いて少しく述べて置かう。

すでに述べたる如く、産業革命は英國を農業國より商工國に變せしめた。その結果重要食糧品たる穀物は是を主として外國に求めてゐたが、その主要なるものは歐洲及び北米に於ける農業的地方であつた。その中前者にあつては地中海沿岸地方は問題にならない。大西洋、北海、バルチック沿岸地方で、殊に普魯西はその隨一であつた。前述の如く前年の不作を受けて、一八〇〇年から一八〇二年に到る間英國市場には穀物が著しく流入した。同期間に於ける小麦の輸入額三、三三六、九四九 quarters の中、二、四二四、七一八 quarters は普魯西、露西亞及び獨逸から來たのである。それは一は同期間に於ける獨逸一般の收穫が良好であつたからである。この第十九世紀の始め三ヶ年の間は大體に於いて英國の穀物貿易はナポレオンに依つて著しい干渉を受けなかつた。唯佛蘭西と和蘭とが英國に對し、穀物の輸出禁止を行なつたのであるが、それすらも政治的原因に基づくのではなく、凶作に基づく經濟的原因からであつた。北米に就いては勿論ナポレオンの影響はなかつたが、この奈翁時代の英米穀物貿易に就いて次に述べよう(第七章)

英國の穀物輸入地として亞米利加では合衆國の右に出づる國はない。殊に奈翁時代に於いて著し

い。一七九九年に亞米利加は豊作であつて、一八〇〇年には合衆國から小麥七七、六〇九 quarters を輸入してゐる。さらに翌一八〇一年には二四五、三七一 quarters に増加してゐるが、その原因は英蘭に於ける騰貴と奨励金、亞米利加の豊作、合衆國に輸出税なきこと、亞米利加の麥粉の歐洲のものより良質なりと一般に信せられたこと等に基くものである。この景氣は一時 Amiens の和約に依つて沈滞した。英國の困難する時合衆國にとつては利益が多いのである。一八〇三年五月再び戦端を開くに到つたが、同年の英國は豊作であつたから、一八〇三年の小麥の輸入一〇九、一三二 quarters に對し一八〇四年は四、二五九 quarters に過ぎなかつた。一八〇五年も前半期不振のため僅かに一三、四五三 quarters に止まつた。然るに一八〇七年には前年の奈翁の伯林宣言に依つて合衆國の商業界、農業界は多くの期待を有してゐたが、次いで英國がその對抗策として一八〇七年一月發布せる布令(すべての英國船は合衆國船の停船を命じ、臨檢をなすことを得)から政治的紛擾を惹起し、加ふるに英國に於ける亞米利加産穀物の過剰のため價格は下落するに到つた。合衆國は前記の命令に對し屢々攻議を申込んだが聞かれぬため、一八〇七年十二月終に國會は輸出を禁止した。この輸出禁止令は一八〇七年度には云ふまでもなく影響しなかつた。即ち英國の小麥輸入全額四〇四、九四六 quarters の中、合衆國よりの部分二四九、七二二 quarters を占めてゐる。然るに一八〇八年には輸出禁止の風説に依り早く輸送されたもの、及び法を破つて送られたもの合せて二二、八三六 quarters であつた。この禁令を破るもの、ためらふに Non-Intercourse Act が發布された。然るにその後直ちに Washington 駐在英國大使の努力に依り Erskine Agreement が締結され、貿易は再開したが、英國の破約のため、再び Non-Intercourse Act が制定された。それにも拘らず、小麥は一七〇、九三九 quarters 輸入されてゐるが、それは主として亞米利加から西班牙に輸入され、さらに英國に輸入されたものであつた。然し一八一〇年にはナポレオンが是等の點に注意したため著

しく減少を來たした。次いで一八一二年合衆國が英國に宣戦し、殆ど全く亞米利加の穀物を英國市場に發見し得なくなるや、その打撃は英國に取つて少なからざるものであつた。(第八章)

再び著者は筆を大陸方面の事情に向けてゐる。即ち前述の如く歐洲に於ける穀物の供給地は普魯西である。Bale の條約が示す如く佛蘭西の勢力が漸次に北獨逸に及ぶと、一八〇三年の穀物輸出はその前年に比較して著しく減少してゐる。殊にナポレオンが Jena と Auerstadt に勝利を得るや、所謂大陸封鎖令を發して英國に對する貿易を嚴禁してゐる。然し一度皇帝が東方遠征に赴くと、再び特許に依る貿易が兩者間に行はれてゐた。勿論是を大陸封鎖以前即ち一八〇六年に比較すれば小麥五一、五三二 quarters から一一、四六五 quarters に減じてゐる。他の獨逸諸國に於いても大略同様であつて、減少はしてゐるが賄賂等に依つて密貿易が行はれてゐた。次ぎに和蘭に就いて見ると、Semoville が皇帝の命を受けて英國に對する輸出を嚴禁することに努力したが十分でなかつた。又白耳義に於ても關接輸入、即ち Hanover の佛軍に供給するとの口實の下で北方獨逸諸港を通じて間接に英蘭に輸入することを禁止し得なかつた。ナポレオンはそこで一八〇五年の五月卅一日の命令を發してゐる。その結果オオト及び小麥の輸出は前年の一六九、六一四 quarters から六八、一四〇 quarters に減じてゐる。和蘭に於いては一八〇六年 Louis Napoleon の下に王國を組織するや、英國に對する前年の穀物輸出額七二、五一六 quarters から二九、九四九 quarters に減じてゐる。佛蘭西自身の對英穀物貿易は如何か云ふに、一八〇四年ナポレオンは佛蘭西及び南部獨逸の廿一港から西班牙、葡萄牙、和蘭、獨逸に穀物の輸出を許可してゐる。このことは一見すると容易に英國と密貿易をなしさうに見えるのであるが、實際は之に反し佛蘭西から英國に輸入された穀物の量は一八〇三年と一八〇四年とで僅かに一五六 quarters に過ぎなかつたのである。蓋し皇帝の怒に觸れることを恐れたためであらう。即ちさらに一八〇六年の如き收穫豊穰、加ふるにナポレオンは外交

軍事に繁忙を極めてゐる際にも拘らず、その穀物輸出額は二、七八六 quarters であつた。さらにその他重要なる英蘭の穀物供給地としては前に略述した露西亞、スカンジナビア諸國、及び愛蘭を擧げることが出来る。さて以上は大體ナポレオンの伯林宣言の前後より以前の狀態、即ち伯林宣言が實際的效力を生じた一八〇七年の *Tilsit* 條約以前のことであるが、その後の狀態に就いて次ぎに略述しよう。この大陸封鎖のことが實施されるや、獨逸國內の穀物の價格が倒るところで下落し、佛蘭西に於いても同様の現象を生じた。殊に一八〇八年佛蘭西は豊作であつたため、一 hectolitre 十六法五十四參となつた。それに對し英蘭では小麦の價格同年一月二日には六十九志五片であつたが十二月卅一日には九十一志九片となつた。是等の事實から密貿易が多かつたらうと想像されるが、實際は案外に少なく、四、五八八 quarters に止まつた。和蘭に就いても大體同様であるから、こゝには省略する。以上の諸國の外伊太利、西班牙、葡萄牙等からは一八〇七年と一八〇八年との間に七、一四七 quarters スカンジナビア諸國からは七四、三一八 quarters の穀物を輸入し得たが、兎に角一八〇七年はナポレオンの大陸封鎖令が最もよく行はれてゐた時であると云つても差支へあるまい。(第九章)

一八〇九年以前のナポレオンの政策は上に述べたるが如く、穀物の輸出を禁ずるにあつた。然るに勤勉なる佛蘭西農夫の勞働の結果は一八〇六年以降豊作續きであつて、穀物の價格は著しく下落した。即ち一八〇九年の佛蘭西の平均價格は一 hectolitre 十四法八十六參に下落してしまつた。ナポレオンが戰事用として多大に消費したにも拘らず、到底生産過剰を償ふことは出来なかつた。こゝに於いて一八〇九年三月從來の政策を變じて、始めて特許制度を採用した。この特許制度は最近 Melvin の研究に従へば、(Melvin, Napoleon's Navigation System, 1919) その廣大なる一八一〇年七月三日の佛蘭西航海條令の一部をなすものなることが明瞭になつた。然るにこの特許制度の結果は以外にも英國には大なる利益を與へ、佛蘭西には大なる打撃を與へることとなつた。即ち一八一〇年以降の佛蘭西の不作は再び穀物の價格を騰貴せしめ、政府をして佛蘭西に於ける醸造の禁止並びに小麦の最高價格制定をなさしむるに到つた。殊にその際不幸にしてナポレオンは露西亞征討のことに多忙であつた。從來歐洲の諸國は大體に於いてナポレオンの政策に服してゐた。然るに露西亞は獨りその外に出てゐた。一八一〇年露西亞から英蘭に輸出された穀物は六六、八六八 *loggers* その中小麥五八、二二一 *quarters* の多きに上つた。是等の理由はこの輸出がすでに特許制度に依る佛蘭西の穀物輸出政策に合致するから、ナポレオンの側に甚だしい攻議の起らぬこと、英蘭に於いて異常に穀物を要求したこと、最後に漸次に惹起せる排佛思想等の結果であると思はれるが、一八一二年になるとナポレオンの大陸政策からは全然分離し、益々對英貿易を發展させた。即ち同年には穀物の輸出一二八、四三八 *quarters* に達してゐる。かくしてナポレオンの露西亞遠征となり、終一八一三年以降不自然なる大陸制度は終熄を告げ、需要供給の自然法則が次第に作用するやうになつたのである。(第十章)

上述の如く一八一二年はナポレオン時代に於ける最も重要な時であり、大陸制度の運命を決した時である。元來大陸制度は輸出入共に大英國と大陸とを切斷することを特徴とした。穀物と共に材木、海軍用品、絹、リンネルその他佛蘭西帝國及びその同盟國に於いて製せらるゝ品物は是を敵國に讓渡せざることを以つて目的とした。少くとも是は一の *theory* に過ぎない。ナポレオンはすでに早くから是を知つてゐた。和蘭からチイズその他日常必需品の輸出を認めんとしてゐた。これが又後に特許制度を認めるやうになつた所以でもあらう。この制度はナポレオン自身の注意深き考慮の後に行はれたものであつて、是等兩年間に佛蘭西から英蘭に輸入された小麦の額は英蘭の全輸入額二、〇一三、一一一 *quarters* の中一、四九七、六一六 *quarters* を占めてゐることは偶然な結果ではな

いのである。この制度を採用するに到つたのは單に穀物の下落から来る農業家の不平愁訴からのみではない。第一に特許料や輸出税に依る國庫の收入の増加となり、第二に金銀の流入となり王の財庫を豊富にするからであつた。然らばナポレオンは英國を餓死せしめんと企てたらうか。ある研究に従へばかゝることは全然なく、ナポレオンは考へもしなかつたらうこのことである。この點に於いて Rose も同意見である。(J. H. Rose, *Life of Napoleon*) 然るに之に對して亞米利加の穀物商人 Ellis はナポレオンにして機會さへあつたら、英國を餓死せしめたらうと云つてゐる。何れが正しいか問題である。先づ大英國を餓死せしむることは主として三つの理由から不可能である。即ち第一ポナバルトの關する限りに於いて英國は亞米利加の農場に到る自由の途を有してゐた。第二英國の増加せる耕地は著しく國産を増加した。第三に節約及び代用に依つて供給を増すことが出来たこと等である。Rose はバルチック沿岸から英國に輸入する穀物が全體の大部分を占めてゐると云つてゐるが、少しく誇張されてゐるやうである。亞米利加との割合はバルチック沿岸七割五分に對し、二割五分であるが、その外にナポレオンが全く制御し得ぬ愛蘭からの輸入も考慮に入れなければならぬ。然し一八一〇年と一八一一年との英國の狀態は是を一八〇〇年と一八一〇一年との狀態と比較すれば、少しく良好で、一般に想像される程困難ではなかつたが、一危機たることは疑ひない。最後にこの際即ち一八一〇年に再びナポレオンが全帝國から穀物の輸出を禁止してゐることは注意すべきことである。明かにナポレオンは若しも機會があつたなら、大英國を餓死せしめんとしたであらう。「彼の武力の繼承者、即ち一九一七年の伯林勅令の作者とは異なり、ナポレオンは英蘭の沿岸や海外の穀物供給を妨害し得る武器を有してゐなかつた。然し一八一〇年の英國は今日とは同じ英國ではない。當時はその食糧もさう外國に依頼してゐなかつた。勿論すでに輸出國ではなかつた」。然し耕地増加その他前述の政策に依り、「假令ナポレオンが近世文明の武器、潜行艇、飛行器等を有するとしても」、なほ自足自給をなし得たであらう。(第十一章)

以上大體に於いて本書の論述するところを簡單ながら紹介し終つたのである。兎に角當時の多くの文書文獻の中より選擇しこれだけに纏め上げたことは實に賞讃に價すべきことであらう。假令その材料中佛蘭西その他大陸側の文書の缺如せること、及び敘述の配列上の缺陷はあるとしても、その勞は極めて大なるものであらう。後者の缺點に就いて云へば前述の如く時間の前後を無視して事柄に依つて敘述したため、全體としてのナポレオンの大陸封鎖の結果を掴む上に甚だ不適當なものとなつた。勿論これも一つの方法ではある。然し殊に最後の章に於いてナポレオンの對英政策に就いてその意思如何を主要なる問題とした點は多少不服なきを得ない。或ひは困難なことであるかも知れないが、英國を中心として(主として氏の取扱つた材料の關係から)この時代に於ける困難の内的原因たる農業上の收穫不足、殊に凶作年に於ける狀況、砂糖業者との問題等、及び困難の外的原因たる佛蘭西との戦争、并びに一八〇七年以降の合衆國との政治的紛擾并びに戦争とを綜合的に敘述し、最後に當時に於ける英國の食糧問題を描いたならば一層の効果を擧げ得たらうと思ふ。本書の如き敘述に従ふ時は少しく散漫となり、個別的印象を留むるに過ぎないことは甚だ残念である。然し是等は要するに一の希望に過ぎない。又評者の記した梗概のみを讀んで直ちに本書の全般を推測しないで欲しい。何故ならば本筋を辿るに急にして處々に存する興味ある引例を讀者に紹介することが出来なかつたからである。本書の如きは一の讀物としても十分興味を以て讀了し得るに信ずる。さらに附録として擧げたる多くの統計表はこの時代の商業史に甚だ有用なものである。最後の参考書目もこの時代の數多の文獻を悉く網羅したものではないが、各類別をなし、簡單ながら批評を加へてあることは甚だ親切である。因みに云ふ本書は University of Michigan Publications, History and Political Science の第五冊である。(大正十五年六月十八日稿) 野村兼太郎